

**東近江市保育の必要性の認定に関する条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市保育の必要性の認定に関する条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

**東近江市保育の必要性の認定に関する条例及び東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

(東近江市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

**第1条** 東近江市保育の必要性の認定に関する条例（平成17年東近江市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第9号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

(東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東近江市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。